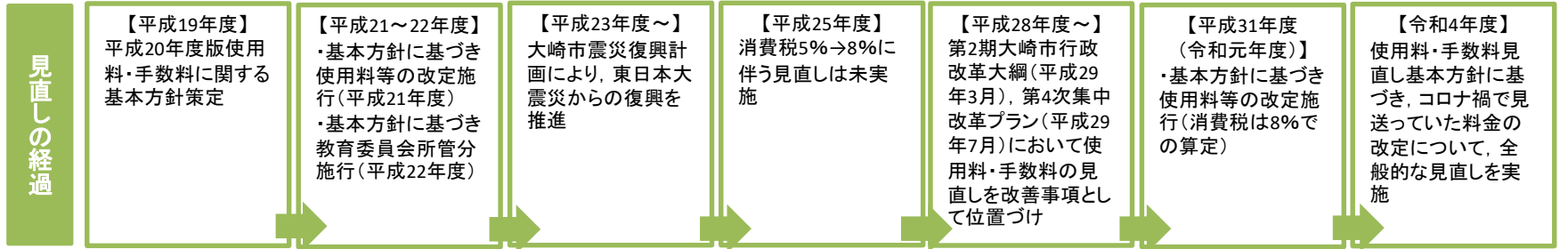


令和4年度 大崎市使用料・手数料見直し基本方針 策定概要

市民協働推進部政策課



使用料・手数料の見直しの必要性

【見直しの要因】

- ①使用料等の適正化:前回から4年経過(基本方針では3年毎に見直す予定)
- ②平成30年度から令和3年度の物価上昇率や消費税のコスト反映
- ③第5次集中改革プランの実行

【改定ポイント】

- ①平成30年度版見直し基本方針がベース
- ②計算方式は変更しない。(原価算定方式)
- ③消費税10%の適用(原価の更新)
- ④見直し後の物価上昇率1.3%の適用
- ⑤減免基準の統一(運用の徹底)

【実施時期】

- ①令和5年3月までに見直し作業実施
- ②令和5年10月施行を予定

令和4年度大崎市使用料・手数料見直し基本方針

1 見直しの基本的な考え方

3つのポイント ●原価算定方式の明確化 ●受益者負担の原則の徹底 ●減免基準の整理, 統一化

2 見直しに関する基本手順

- (1)原価算定方式によるコスト計算
- (2)受益者負担の割合
- (3)改定上限率の設定
- (4)利用者区分の設定
- (5)減免範囲の設定
- (6)定期的な見直し

(3)改定上限率の設定: 現行料金 50%以内を上限

(4)利用者区分の設定

- ①大人:1, 高校生:0.75, 小中学生:0.5, 幼児:0.25
- ②市民以外料金:2倍以内 ③入場料徴収のもの:3倍以内
- ④団体割引:2割 ⑤対象者外利用:2倍以内
- ⑥区分未満利用:5割まで

(5)減免範囲の設定

【免除】市の主催又は共催等
【減額(50%以内)】公共団体等の事業, 教育目的の利用, 障がい者等の利用, 社会教育関係団体の目的達成事業

3 基本方針の運用

行政運営コストデータの把握, 原価算定による悪循環の回避, 使用料・手数料の料金決定の説明責任